経済産業省の

SCS評価制度（セキュリティ対策評価制度）



どこまで対応できていますか？

SCS評価制度とは？

サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ対策を共通の基準で評価・可視化する制度です。（★3～★5）
取引先のセキュリティ対策状況が、
今後の取引条件になる時代がきます。
業種や企業規模を問わず、
サプライチェーンを構成する幅広い事業者が対象となり得ます。

スケジュール（予定）

2026年秋頃
制度・評価基準の公表
▶
2027年
1月～3月
申請受付開始
▶
2027年
3月以降
制度施行・取引条件化が本格化

現在、公表されている情報によると 各段階の位置づけは以下の通りです。

評価段階	位置づけ	主な評価方法	有効期間の目安
★3（基礎レベル）	一般的なサイバー脅威に備える基礎的な対策	セキュリティ専門家による確認を伴う自己評価	2年程度
★4（標準レベル）	サプライチェーンへの影響が大きい企業に求められる対策	第三者評価機関による実地審査・技術検証を含む	3年程度
★5（高度レベル）	より高度な対策	詳細は検討中	検討中

こうした制度が実施されると
自社のセキュリティ対策の状況を共通の基準に沿って客観的に示す事が出来ます。
また、今後、発注元となる大企業などが取引用件の一つとして、一定の評価水準（★3以上など）を求める動きが生じる可能性が高まります。



※但し、この制度はあくまでも任意の制度であり「★を取得していなければ取引できない」といったルールが定められているわけではありません。どの取引先にどの水準を求めるのか、要求事項の確認だけにとどめるのかは それぞれの企業が取引内容に応じて判断することになります。

制度開始後には申請が集中する事が予想されます。
制度開始実行日に備えて 現状の把握と準備をオススメ致します

「何から始めたらいいの？」漠然としたお悩みで構いません！
まずは、お気軽にご相談下さい！！
スムーズに制度に対応できるシステムをご提案致します！！



株式会社 エスティック
〒693-0006　島根県出雲市白枝町607-6
TEL： 0853-22-8140　FAX： 0853-22-8064